

第2の4 パッケージ型消火設備の技術基準

パッケージ型消火設備は、平成16年消防庁告示第12号（以下、「平成16年告示12号」という。）の規定によるほか、次によること。

1 設置要件

平成16年告示12号中の「火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所」とは、初期消火及び避難を行う上で有効な、外気に直接開放された開口部又は随時容易に開放できる開口部を有しない場所を指し、第5泡消火設備の技術基準Ⅰ8の規定を準用するほか、消防長又は消防署長の認める場所とする。

2 設置機器

パッケージ型消火設備は、認定品を用いること。★